

平成26年度 日本薬剤師会公衆衛生・薬事衛生全国担当者会議

日 時：平成27年2月12日（木）13：30～16：35

場 所：日本薬剤師会第1・2会議室

出席者：都道府県薬剤師会担当役員、公衆衛生委員会委員47名

1. 「危険ドラッグ対策」 文部科学副大臣 藤井基之 先生

薬物乱用問題は古くて新しい課題であり、1840年にはアヘン戦争が起こり、1842年に南京条約を結び香港を英に割譲している。また、1856年には、アロー号事件が起こり天津条約であへん貿易が公認されている。日本では、日本国和蘭国修好通商条約（1857（安政4）年8月）に「あへんは日本国禁につき、日本人に一切相渡しまじきこと」という内容が追加され、米・英・フランス・露とも同様の条約を結んでいる。あへんに関する国際会議が1909（明治42）年2月に上海で開催され日米等13カ国が参加し「ハーグアヘン条約（あへん、モルヒネ、コカイン規制）」が結ばれている。

1990年代後半の主な問題薬物は、ロシア・ヨーロッパがアヘン剤、北米・南米がコカイン系、アフリカが大麻、そして日本がアンフェタミン系が多く使用されている。

日本の危険ドラッグ対策は、平成17年11月25日に「違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）対策のあり方」が提言され、平成19年4月1日に指定薬物制度に関する薬事法の一部を改正する法律が施行され、平成26年4月1日には、所持・使用等の禁止に関する薬事法の一部を改正する法律が施行された。その後、危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策やフォローアップが実施されている。

薬物事犯検挙人数は危険ドラッグは極少数であるが、危険ドラッグから覚せい剤に移行することが懸念される。

2. 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等について」

厚生労働省 医薬食品局 監視指導・麻薬対策課 課長 赤川治郎 先生

世界の薬物乱用者数は、1.6億人から3.2億人（3.5%～7.0%）といわれている。そのうち大麻の乱用者が1.2億人から2.3億人と最も多い。国別でみるとアメリカでは約43%が大麻を経験しており、日本は大麻、覚せい剤、MDMA等を含めて、1.3%となっている。

日本における危険ドラッグに対する規制は、人体への適応を標榜せず、医薬品の該当性の立証が困難であり、依存性、精神毒性等の有害性が厳密に立証されておらず、麻薬取締法の規制対象でない為、規制が難しい。指定医薬品に該当せず、摂取を目的とする場合、無承認医薬品として、輸入、製造、販売等を禁止している。指定薬物も平成24年4月には68物質だったが、平成27年1月には1448物質が指定されており、指定薬物の取締体制を強化している。危険ドラッグ販売店舗数も指定薬物である疑いのある物品につい

て、薬事法に基づく検査命令及び販売等停止命令を発動し、26年3月末に215店舗あったものが、27年1月19日には7店舗と208店舗減少している。インターネット販売店の削除要請も行っている。

3. 薬学的知見に基づく「危険ドラッグ STOP」 東京薬科大学 安田一郎先生

最近の薬物乱用の特徴は、「規制を受けない薬物」「捕まらない薬物」の使用が増加している。危険ドラッグを吸い事故を起こした場合、危険運転致死罪が適用され、危険ドラッグを吸引したことで罰せられることはないが、陶酔・多幸感、異常行動・鎮痛作用・精神錯乱、カタレプシー（てんかん様症状）・意識障害を起こして最後は死に至る。

合成カンナビノイドでの代謝実験は少ないが、THC (34mg) を含有するタバコを喫煙したとき、喫煙後3～10分でTHCの血中濃度が最大となり症状の発現は極めて早い。合成カンナビノイドは、肺から吸収され、大脳、肝臓を経て腎臓から排泄されるため、急性腎障害を起こし死亡する場合がある。欧米では天然品では品質が不安定な為、合成大麻が医療用として末期エイズ患者の食欲増進、ガンの化学療法に伴う吐き気の緩和を目的に使用されている。

4. 危険ドラッグ啓発資料の活用等について

日本薬剤師会公衆衛生委員会が作成した「STOP! 危険ドラッグーその疑問、薬剤師が答えますー」のパワーポイントを3月中にホームページにアップの予定。

報告者 沖田敏宜